

○第2期葉山町子ども・子育て支援事業計画（案）の変更内容一覧表【前回の会議後の意見等からの変更内容】

変更後（資料3）	変更前（第26回子ども・子育て会議 資料7）
<p>●資料編へ移行【P56～P66】</p> <p>●第2章 子どもと家庭を取り巻く環境の状況 2 子ども・子育てを取り巻く現状と課題【P14～P17】</p> <p>★【P20】</p> <h3>3 基本目標</h3> <p>基本理念と基本方針にたち、町の現状や計画策定のためのニーズ調査の結果を踏まえて、次の5つの基本目標を設定し、施策を展開していきます。</p> <h4>（1）教育・保育事業の充実と多様化</h4> <p>母親の就労状況の変化等から、今後も保育の必要性がある家庭が増加することが考えられ、教育・保育の量と質を確保し、幼稚園・保育園連絡会議において教育・保育内容の情報共有を行っていきます。</p> <div style="border: 1px solid gray; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>重点施策 教育・保育事業（認定こども園、幼稚園、保育所など）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○幼稚園の認定こども園への移行の推進 第4章「7 教育・保育及び地域型保育事業」参照 ○公的保育サービスの充実（認可保育所の増設、家庭的保育事業の実施等） 第4章「7 教育・保育及び地域型保育事業」参照 ○保育・教育の量と質の確保 第4章「7 教育・保育及び地域型保育事業」参照 </div> <h4>（2）一時預かり、病児保育の充実</h4> <p>買い物やリフレッシュ、通院、不定期の就労等の際に利用できる一時預かりや共働き家庭における子どもの病気やけがの際に利用する病児・病後児保育等、多様な保育サービスのニーズに対応した保育事業の充実を図ります。</p> <div style="border: 1px solid gray; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>重点施策 一時預かり事業、病児・病後児保育事業など</p> <ul style="list-style-type: none"> ○幼稚園の預かり保育の充実（随時及び長期休み中の実施） 第4章「8 地域子ども・子育て支援事業（8）一時預かり事業」参照 ○一時預かりの提供場所の増設 第4章「8 地域子ども・子育て支援事業（8）一時預かり事業」参照 ○病児・病後児保育事業の広域の実施検討 第4章「8 地域子ども・子育て支援事業（10）病児・病後児保育事業」参照 </div>	<p>●第2章 子どもと家庭を取り巻く状況 2 アンケート調査結果からみえる現状【P16～P26】</p> <p>●第2章 子どもと家庭を取り巻く状況 3 子ども・子育てを取り巻く現状と課題【P27～P29】</p> <p>★【P32】</p> <h3>3 基本目標</h3> <p>基本理念と基本方針にたち、町の現状や計画策定のためのニーズ調査の結果を踏まえて、次の5つの基本目標を設定し、施策を展開していきます。</p> <h4>（1）教育・保育事業の充実と多様化</h4> <p>アンケート調査をみると、パート・アルバイト等で就労している母親のフルタイムへの転換希望や、現在、未就労の母親の就労希望が高くなっており、今後も保育の必要性がある家庭が増加することが考えられます。</p> <p>また、現在、他の市町村の教育・保育事業を利用している人の理由としては、教育・保育の質を求める声や、町内に空きがないなどの理由となっており、教育・保育の量と質を高めていく必要があります。</p> <div style="border: 1px solid gray; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>重点施策 教育・保育事業（認定こども園、幼稚園、保育所など）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○幼稚園の認定こども園への移行の推進 ○公的保育サービスの充実（認可保育所の増設、家庭的保育事業の実施等） ○保育・教育の量と質の確保 </div> <h4>（2）一時預かり、病児保育の充実</h4> <p>アンケート調査をみると、子どもを預かるサポートを求める声が多く、気軽に託児を利用できる場所が少ないことを不安に感じている保護者もいます。買い物やリフレッシュ、通院、不定期の就労等、様々な理由で一時預かりを希望しており、こうした子育て家庭の状況に対応できるよう一時預かり等の保育事業の充実を図る必要があります。</p> <p>また、共働き家庭において、子どもが病気やけがの際に病児・病後児保育施設等を利用したいという希望もあり、病児・病後児保育等、多様な保育サービスのニーズに対応していくことが求められています。</p> <div style="border: 1px solid gray; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>重点施策 一時預かり事業、病児・病後児保育事業など</p> <ul style="list-style-type: none"> ○幼稚園の預かり保育の充実（随時及び長期休み中の実施） ○一時預かりの提供場所の増設 ○病児・病後児保育事業の広域の実施検討 </div>

変更後（資料3）

★【P21】

（3）子育て家庭への支援の充実

妊娠、出産、産後、子育ての不安が解消され、安心して子どもを育てることができるよう、相談支援や情報提供など、切れ目のない支援や、仕事と子育てを両立するための環境づくりを行います。

また、近年では、児童虐待や子どもの貧困等が社会問題となっており、児童虐待防止対策を推進するとともに、支援を必要とする家庭に適切な支援を提供していきます。

重点施策 地域子育て支援拠点事業など

○子育て支援センター、児童館等で実施するひろば事業の充実

第4章「8 地域子ども・子育て支援事業（2）地域子育て支援拠点事業」参照

重点施策 切れ目のない支援

○妊産婦健診、産後うつ対策の充実

第4章「8 地域子ども・子育て支援事業（3）妊婦健康診査事業、（4）乳児家庭全戸訪問事業、（5）養育支援訪問事業・子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業」参照

○子育て世帯に対する相談・情報提供機能の充実

第4章「8 地域子ども・子育て支援事業（1）利用者支援事業、（2）地域子育て支援拠点事業」参照

重点施策 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

○男性の育児参加の促進

第4章「13 労働者の職業生活と家庭生活の両立のための雇用環境の整備に関する施策との連携」参照

○家庭や職場などでの男女共同参画意識の醸成

第4章「13 労働者の職業生活と家庭生活の両立のための雇用環境の整備に関する施策との連携」参照

変更前（第26回子ども・子育て会議 資料7）

★【P33】

（3）子育て家庭への支援の充実

アンケート調査をみると、多様な悩みを抱えながら、子育てをしていることがうかがわれます。妊娠、出産、産後、子育ての不安が解消され、安心して子どもを育てることができるよう、相談支援や情報提供など、切れ目のない支援や、仕事と子育てを両立するための環境づくりを行うことが大切です。

さらに、近年では、子どもの貧困や児童虐待等が社会問題となっており、支援を必要とする家庭に十分な支援を提供していただくことが重要です。

重点施策 地域子育て支援拠点事業など

○子育て支援センター、児童館等で実施するひろば事業の充実

重点施策 切れ目のない支援

○妊産婦健診、産後うつ対策の充実

○子育て世帯に対する相談・情報提供機能の充実

重点施策 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

○男性の育児参加の促進

○家庭や職場などでの男女共同参画意識の醸成

重点施策 子どもの貧困対策

○ひとり親家庭等の自立支援の推進など

重点施策 児童虐待防止への支援

○児童虐待の発生予防・早期発見・支援

○児童虐待発生時の迅速・的確な対応

変更後（資料3）

変更前（第26回子ども・子育て会議 資料7）

★【P22】

重点施策 子どもの貧困対策

○ひとり親家庭等の自立支援の推進など

第4章「8 地域子ども・子育て支援事業（12）実費徴収に係る補足給付を行う事業、12 子どもに関する専門的な知識および技術を要する支援に関する県との連携」参照

重点施策 児童虐待防止への支援

○児童虐待の発生予防・早期発見・支援

第4章「12 子どもに関する専門的な知識および技術を要する支援に関する連携」参照

○児童虐待発生時の迅速・的確な対応

第4章「12 子どもに関する専門的な知識および技術を要する支援に関する連携」参照

変更後（資料3）

★【P23】

（４）小学校就学後の放課後対策の充実

アンケート調査をみると、就学前の未就労の母親の就労希望が多く、共働き家庭の増加による放課後児童クラブの利用希望が高まることが考えられます。

また、放課後の子どもの安心・安全な居場所、子どもの遊びや体験の場として、放課後子ども教室を求める声も多くなっており、小学校就学後の放課後の居場所の充実が必要です。

重点施策 放課後児童クラブ、放課後子ども教室など

○放課後児童クラブの増設（多様な選択肢の用意）

第4章「8 地域子ども・子育て支援事業（11）放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）」参照

○放課後子ども教室（全児童対象の放課後事業）の実施

第4章「8 地域子ども・子育て支援事業（11）放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）」参照

○地域における子どもの安全・安心な居場所づくり

（新・放課後子ども総合プランの内容 等）

第4章「8 地域子ども・子育て支援事業（11）放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）」参照

（５）発達面で支援が必要な子どもへの支援の充実

アンケート調査では、子どもの心の育ちや、体の育ち、食事、病気など、子育てをする上で、子どもの発達等に不安を感じている人が多くなっています。

子どもの発達面で不安を抱えている子育て家庭の相談支援体制や支援の強化をしていく必要があります。

重点施策 障害のある子の保育、学童クラブ等の受入れ、発達支援システム、たんぽぽ教室など

○保育所、放課後児童クラブ等での発達に課題のある子の受入れ

○たんぽぽ教室、発達支援システムのきめ細やかな推進

変更前（第26回子ども・子育て会議 資料7）

★【P34】

（４）小学校就学後の放課後対策の充実

アンケート調査をみると、就学前の未就労の母親の就労希望が多く、共働き家庭の増加による放課後児童クラブの利用希望が高まることが考えられます。

また、放課後の子どもの安心・安全な居場所、子どもの遊びや体験の場として、放課後子ども教室を求める声も多くなっており、小学校就学後の放課後の居場所の充実が必要です。

重点施策 放課後児童クラブ、放課後子ども教室など

○放課後児童クラブの増設（多様な選択肢の用意）

○放課後子ども教室（全児童対象の放課後事業）の実施

○地域における子どもの安全・安心な居場所づくり

（新・放課後子ども総合プランの内容 等）

（５）発達面で支援が必要な子どもへの支援の充実

アンケート調査では、子どもの心の育ちや、体の育ち、食事、病気など、子育てをする上で、子どもの発達等に不安を感じている人が多くなっています。

子どもの発達面で不安を抱えている子育て家庭の相談支援体制や支援の強化をしていく必要があります。

重点施策 障害のある子の保育、学童クラブ等の受入れ、発達支援システム、たんぽぽ教室など

○保育所、放課後児童クラブ等での発達に課題のある子の受入れ

○たんぽぽ教室、発達支援システムのきめ細やかな推進

変更後（資料3）

★【P33】

7 教育・保育及び地域型保育事業

(1) 1号認定（満3歳以上の学校教育のみの就学前の子ども）

- 現在、町内にある私立幼稚園は5か所です。
うち、新制度移行園1か所、新制度未移行園4か所です。

【確保方策】

- 幼稚園を希望する保護者が多いことに配慮しつつ、幼稚園に対する説明会等で認定こども園の制度を深く理解してもらい、認定こども園への移行を推進します（令和4年度までに2か所）。

【年度別見込量】

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	453	428	361	348	349
1号認定	453	428	361	348	349
②確保方策	945	885	875	875	875
認定こども園（幼稚園型） （施設型給付含む）	175	430	420	420	420
施設数（か所）	1	2	2	2	2
確認を受けない幼稚園	770	455	455	455	455
施設数（か所）	4	3	3	3	3
②-①	492	457	514	527	526

変更前（第26回子ども・子育て会議 資料7）

★【P46】

7 教育・保育及び地域型保育事業

(1) 1号認定（満3歳以上の学校教育のみの就学前の子ども）

- 現在、町内にある私立幼稚園は5か所です。
うち、新制度移行園1か所、新制度未移行園4か所です。

【確保方策】

- 幼稚園を希望する保護者が多いことに配慮しつつ、幼稚園の認定こども園への移行を推進します（令和4年度までに2か所）。

【年度別見込量】

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	453	428	361	348	349
1号認定	453	428	361	348	349
②確保方策	945	945	865	865	865
認定こども園（幼稚園型等）	175	175	420	420	420
施設数（か所）	1	1	2	2	2
確認を受けない幼稚園	770	770	445	445	445
施設数（か所）	4	4	3	3	3
②-①	492	517	504	517	516

変更後(資料3)

変更前(第26回子ども・子育て会議 資料7)

★【P34】

(2) 2号認定(満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども)

- 2号認定については基本的に認可保育所及び認可外保育施設で対応していきま
すが、教育ニーズの高い2号認定も見込まれることから、幼稚園の認定こども園
の移行にも取り組んでいきます。
- 令和元年度時点で、町内にある保育施設は認可保育所が4か所、小規模保育施設
が2か所です。
- 令和2年度には、町内にある保育施設は認可保育所が5か所、小規模保育施設が
1か所となる見込です。

【確保方策】

- 幼稚園の認定こども園への移行を推進し、2号認定子どもの受入れを目指します
(令和4年度までに2か所)。
- 町内の小規模保育施設から認可保育所へ移行するための支援をします(令和2年
度までに5か所、うち1か所は小規模保育施設からの移行)。
- 子どもの人口の減少が見込まれるものの、女性の就業率の上昇に対応できるよう、
保育サービスの充実を図ります。

【年度別見込量】

(単位:人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	304	287	242	234	234
2号認定(教育ニーズ)	83	78	66	64	64
2号認定(その他)	221	209	176	170	170
②確保方策	234	294	339	339	339
認定こども園 (幼稚園型、幼保連携型)	0	60	105	105	105
施設数(か所)	0	1	2	2	2
認可保育所(公立)	60	60	60	60	60
施設数(か所)	1	1	1	1	1
認可保育所(私立)	128	128	128	128	128
施設数(か所)	4	4	4	4	4
認可外保育施設	46	46	46	46	46
施設数(か所)	4	5	5	5	5
②-①	△70	7	97	105	105

★【P47】

(2) 2号認定(満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども)

- 2号認定については基本的に認可保育所及び認可外保育施設で対応していきま
すが、教育ニーズの高い2号認定も見込まれることから、幼稚園の認定こども園
の移行にも取り組んでいきます。
- 令和元年度時点で、町内にある保育施設は認可保育所が4か所、小規模保育施設
が2か所です。
- 令和2年度には、町内にある保育施設は認可保育所が5か所、小規模保育施設が
1か所となる見込です。

【確保方策】

- 幼稚園の認定こども園への移行を推進し、1園あたり45人の2号認定子どもの
受入れを目指します(令和4年度までに2か所)。
- 町内の小規模保育施設から認可保育所へ移行するための支援をします(令和2年
度までに5か所、うち1か所は小規模保育施設からの移行)。
- 子どもの人口の減少が見込まれるものの、女性の就業率の上昇に対応できるよう、
保育サービスの充実を図ります。

【年度別見込量】

(単位:人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	304	287	242	234	234
2号認定(教育ニーズ)	83	78	66	64	64
2号認定(その他)	221	209	176	170	170
②確保方策	234	234	324	324	324
認定こども園(幼稚園型等)	0	0	90	90	90
施設数(か所)	0	0	2	2	2
認可保育所(公立)	60	60	60	60	60
施設数(か所)	1	1	1	1	1
認可保育所(私立)	128	128	128	128	128
施設数(か所)	4	4	4	4	4
認可外保育施設	46	46	46	46	46
施設数(か所)	4	4	4	4	4
②-①	△70	△53	82	90	90

変更後(資料3)

★【P35】

(3) 3号認定(満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども)

- 3号認定については基本的に認可保育所に対応していきます。
- 令和元年度時点で、町内にある保育施設は認可保育所が4か所、小規模保育施設が2か所です。
- 令和2年度には、町内にある保育施設は認可保育所が5か所、小規模保育施設が1か所となる見込です。

【確保方策】

- 町内の小規模保育施設から認可保育所へ移行するための支援をします(令和2年度までに5か所、うち1か所は小規模保育施設からの移行)。
- 家庭的保育事業(保育ママ)を確保します(県子育て支援研修を活用)。
- 地域型保育事業(家庭的保育事業、小規模保育事業など)については、卒園後も安心して利用できるように、連携施設を設定するほか円滑な接続に配慮します。
- 子どもの人口の減少が見込まれるものの、女性の就業率の上昇に対応できるよう、保育サービスの充実を図ります。

【年度別見込量】

(単位:人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	206	208	226	220	213
3号認定	206	208	226	220	213
②確保方策	158	210	255	255	255
認定こども園 (幼稚園型、幼保連携型)	0	0	45	45	45
施設数(か所)	0	0	1	1	1
認可保育所(公立)	40	40	40	40	40
施設数(か所)	1	1	1	1	1
認可保育所(私立)	89	89	89	89	89
施設数(か所)	4	4	4	4	4
小規模保育事業	10	48	48	48	48
事業者数(か所)	1	3	3	3	3
家庭的保育事業	0	2	2	2	2
人数(人)	0	1	1	1	1
認可外保育施設	19	31	31	31	31
施設数(数)	4	5	5	5	5
②-①	△48	2	29	35	42

変更前(第26回子ども・子育て会議 資料7)

★【P48】

(3) 3号認定(満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども)

- 3号認定については基本的に認可保育所に対応していきます。
- 令和元年度時点で、町内にある保育施設は認可保育所が4か所、小規模保育施設が2か所です。
- 令和2年度には、町内にある保育施設は認可保育所が5か所、小規模保育施設が1か所となる見込です。

【確保方策】

- 町内の小規模保育施設から認可保育所へ移行するための支援をします(令和2年度までに5か所、うち1か所は小規模保育施設からの移行)。
- 家庭的保育事業(保育ママ)を確保します(県子育て支援研修を活用)。
- 地域型保育事業(家庭的保育事業、小規模保育事業など)については、卒園後も安心して利用できるように、連携施設を設定するほか円滑な接続に配慮します。
- 子どもの人口の減少が見込まれるものの、女性の就業率の上昇に対応できるよう、保育サービスの充実を図ります。

【年度別見込量】

(単位:人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	206	208	226	220	213
3号認定	206	208	226	220	213
②確保方策	158	160	220	220	220
認定こども園(幼稚園型等)	0	0	60	60	60
施設数(か所)	0	0	2	2	2
認可保育所(公立)	40	40	40	40	40
施設数(か所)	1	1	1	1	1
認可保育所(私立)	89	89	89	89	89
施設数(か所)	4	4	4	4	4
小規模保育事業	10	10	10	10	10
事業者数(か所)	1	1	1	1	1
家庭的保育事業	0	2	2	2	2
人数(人)	0	1	1	1	1
認可外保育施設	19	19	19	19	19
施設数(数)	4	4	4	4	4
②-①	△48	△48	△6	0	7

変更後(資料3)

★【P36】

【年度別見込量・内訳】

(0歳)

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	45	44	42	41	40
3号認定(0歳)	45	44	42	41	40
②確保方策	33	44	59	59	59
認定こども園 (幼稚園型、幼保連携型)	0	0	15	15	15
認可保育所(公立)	5	5	5	5	5
認可保育所(私立)	24	24	24	24	24
小規模保育事業	2	10	10	10	10
家庭的保育事業	0	1	1	1	1
認可外保育施設	2	4	4	4	4
②-①	△12	0	17	18	19

(1～2歳)

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	161	164	184	179	173
3号認定(1～2歳)	161	164	184	179	173
②確保方策	125	166	196	196	196
認定こども園 (幼稚園型、幼保連携型)	0	0	30	30	30
認可保育所(公立)	35	35	35	35	35
認可保育所(私立)	65	65	65	65	65
小規模保育事業	8	38	38	38	38
家庭的保育事業	0	1	1	1	1
認可外保育施設	17	27	27	27	27
②-①	△36	2	12	17	23

変更前(第26回子ども・子育て会議 資料7)

★【P49】

【年度別見込量・内訳】

(0歳)

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	45	44	42	41	40
3号認定(0歳)	45	44	42	41	40
②確保方策	32	32	42	42	42
認定こども園(幼稚園型等)	0	0	10	10	10
認可保育所(公立)	5	5	5	5	5
認可保育所(私立)	18	18	18	18	18
小規模保育事業	5	5	5	5	5
家庭的保育事業	0	0	0	0	0
認可外保育施設	4	4	4	4	4
②-①	△13	△12	0	1	2

(1～2歳)

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	161	164	184	179	173
3号認定(1～2歳)	161	164	184	179	173
②確保方策	126	128	178	178	178
認定こども園(幼稚園型等)	0	0	50	50	50
認可保育所(公立)	35	35	35	35	35
認可保育所(私立)	71	71	71	71	71
小規模保育事業	5	5	5	5	5
家庭的保育事業	0	2	2	2	2
認可外保育施設	15	15	15	15	15
②-①	△35	△36	△6	△1	5

変更後(資料3)

★【P37】

保育利用率

○ 3号認定については、「保育利用率」(満3歳未満の子どもの全体数に占める保育利用定員の割合)の各年度の目標値を定めることとされています。

$$\text{保育利用率} = \frac{\text{3号認定の子どもの利用定員数}}{\text{満3歳未満の子どもの全体数}}$$

(保育利用率の目標設定)

(単位:人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
満3歳未満の子どもの数(①)	514	514	552	535	518
3号認定の利用定員(②)	158	<u>210</u>	<u>255</u>	<u>255</u>	<u>255</u>
3号認定の量の見込み(③)	206	208	226	220	213

(単位:%)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
保育利用率(②/①)	30.7	<u>40.9</u>	<u>46.2</u>	<u>47.7</u>	<u>49.2</u>
保育利用率目標(③/①)	40.1	40.5	40.9	41.1	41.1

変更前(第26回子ども・子育て会議 資料7)

★【P50】

(4) 保育利用率

○ 3号認定については、「保育利用率」(満3歳未満の子どもの全体数に占める保育利用定員の割合)の各年度の目標値を定めることとされています。

$$\text{保育利用率} = \frac{\text{3号認定の子どもの利用定員数}}{\text{満3歳未満の子どもの全体数}}$$

○ 満3歳未満の子どもの全体数に占める3号認定の量の見込み(40.1~41.1%)を、各年度の保育利用率の目標に設定します。

(保育利用率の目標設定)

(単位:人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
満3歳未満の子どもの数(①)	514	514	552	535	518
3号認定の利用定員(②)	158	158	218	218	218
3号認定の量の見込み(③)	206	208	226	220	213

(単位:%)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
保育利用率(②/①)	30.7	30.7	39.5	40.7	42.1
保育利用率目標(③/①)	40.1	40.5	40.9	41.1	41.1

変更後（資料3）

★【P53】

13 子どもに関する専門的な知識および技術を要する支援等**《発達面で支援が必要な子どもへの連携》へ移行。**

変更前（第26回子ども・子育て会議 資料7）

★【P51】

（5）特別な支援が必要な子ども

- 令和元年度に町立の療育施設（たんぼぼ教室）を利用している未就学児は32名です。そのうち、17名が幼稚園・保育施設も利用しています。
- 特別な支援が必要な子どもについては、すでに幼稚園・保育施設と連携して、日ごろから情報共有を進めています。引続き、教育・保育の利用を希望した場合に円滑な受け入れができるように、施設・事業者との連携を深めていきます。

変更後（資料3）

★【P43】

8 地域子ども・子育て支援事業

(6) 子育て短期支援事業

- 保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難になった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業））です。

【確保方策】

- 子育て支援センターや保健師等による相談の状況等を鑑みながら、必要に応じて事業の実施を検討していきます。

【年度別見込量】

(単位：人日／年)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	0	0	0	0	0
②確保方策	0	0	0	0	0

変更前(第26回子ども・子育て会議 資料7)

★【P57】

8 地域子ども・子育て支援事業

(6) 子育て短期支援事業

- 保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難になった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業））です。

【確保方策】

- 児童相談所の一時保護等で対応しますが、子ども・子育て会議の中でも必要性がある事業であると意見が出ており、児童相談所との連携により幅広く対応できるように検討していきます。

【年度別見込量】

(単位：人日)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	0	0	0	0	0
②確保方策	0	0	0	0	0

変更後（資料3）

★【P47】

(10) 病児・病後児保育事業

○ 病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業です。

【確保方策】

- 病後児保育は、すでにファミリー・サポート・センターで実施されており、引き続き継続します。
- 病後児保育を実施できる施設数を増やします。
- 病児保育は令和2年度から広域での実施検討を開始し、令和4年度からの受入れを目指します。受入れ施設は、1日あたり1人を目安とします（広域での実施を想定）。

【年度別見込量】

(単位：人日/年)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み		225	218	204	197	194
②確保方策		245	245	495	495	495
病児保育事業 (病後児保育含む)	人日	240	240	490	490	490
	か所	1	1	2	2	2
ファミリー・サポート・センター	人日	5	5	5	5	5
②-①		20	27	291	298	301

変更前(第26回子ども・子育て会議 資料7)

★【P61】

(10) 病児・病後児保育事業

○ 病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業です。

【確保方策】

- 病後児保育は、すでにファミリー・サポート・センターで実施されており、引き続き継続します。
- 病後児保育を実施できる施設数を増やします。
- 病児保育は令和2年度から広域での実施検討を開始し、令和4年度からの受入れを目指します。受入れ施設は、1日あたり1人を目安とします（広域での実施を想定）。

【年度別見込量】

(単位：人日)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み		2	2	2	2	2
②確保方策		2	2	250	250	250
病児保育事業	人日	0	0	250	250	250
	か所	0	0	1	1	1
ファミリー・サポート・センター (病後児保育事業)	人日	2	2	2	2	2
②-①		0	0	252	252	252

変更後（資料3）

★【P48】

（11）放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

- 保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

【確保方策】

- 令和3年度から徐々に供給量を拡大していきます。
- 町直営の学童クラブは確保方策として見込んでいますが、学童クラブのニーズの状況により実施方法の検討を行うこととします。
- 学童クラブについて、現行の障害児受入推進事業を継続し、必要に応じて加配指導員を配置します。
- 新・放課後子ども総合プランの趣旨に沿った学童クラブ及び放課後子ども教室の実施を目指し、次の取組みを推進します。
 - ・ すべての小学校内で学童クラブと放課後子ども教室を一体型で実施することを目指します。
 - ・ 小学校内で実施する学童クラブと放課後子ども教室の一体型は、令和3年度から1年に1ヶ所のペースで新設することを目指します。
 - ・ 学童クラブを利用する児童が放課後子ども教室を利用する場合の児童の受け入れ、引き渡し等について、双方の運営者が連携を図るよう協議をしていきます。
 - ・ 小学校内への学童クラブ及び放課後子ども教室の設置に際しては、余裕教室の活用等を教育委員会と小学校と運営者との間で十分な協議を行います。また、小学校内に学童クラブ及び放課後子ども教室を設置する際は、小学校ごとに、小学校と運営者の間における運用ルールなど、学校施設の使用に当たって、学校や関係者の不安感が払拭されるよう努めます。
 - ・ 小学校と運営者が定期的に連絡会を開くなどして、連携が取りやすくなるよう互いに情報共有をします。
 - ・ 学童クラブについて、利用する保護者のニーズに合った開所時間の設定に努めます。
 - ・ 町や県等が実施する研修への参加を促進し、学童クラブの役割をさらに向上させます。
 - ・ 町のホームページや広報紙、学童クラブからの直接の発信による、情報周知を検討します。

変更前（第26回子ども・子育て会議 資料7）

★【P62】

（11）放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

- 保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

【確保方策】

- 町直営の学童クラブは確保方策として見込んでいますが、学童クラブのニーズの状況により実施方法の検討を行うこととします。
- 学童クラブについて、現行の障害児受入推進事業を継続し、必要に応じて加配指導員を配置します。
- 新・放課後子ども総合プランの趣旨に沿った学童クラブ及び放課後子ども教室の実施を目指し、次の取組みを推進します。
 - ・ すべての小学校内で学童クラブと放課後子ども教室を一体型で実施することを目指します。
 - ・ 小学校内で実施する学童クラブと放課後子ども教室の一体型は、令和6年度までに新設することを目指します。
 - ・ 学童クラブを利用する児童が放課後子ども教室を利用する場合の児童の受け入れ、引き渡し等について、双方の運営者が連携を図るよう協議をしていきます。
 - ・ 小学校内への学童クラブ及び放課後子ども教室の設置に際しては、教育委員会と十分な協議を行います。また、小学校内に学童クラブ及び放課後子ども教室を設置する場合、小学校ごとに、小学校と運営者の間における運用ルールなど、学校施設の使用に当たって、学校や関係者の不安感が払拭されるよう努めます。
 - ・ 教育委員会と福祉部局が定期的に連絡会を開くなどして、連携が取りやすくなるよう互いに情報共有をします。
 - ・ 学童クラブについて、利用する保護者のニーズに合った開所時間の設定に努めます。
 - ・ 町や県等が実施する研修への参加を促進し、学童クラブの役割をさらに向上させます。
 - ・ 町のホームページや広報紙、学童クラブからの直接の発信による、情報周知を検討します。

変更後（資料3）

★【P49】

【年度別見込量】

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	327	341	359	373	392
小学1年生	102	107	112	117	123
小学2年生	91	95	100	104	110
小学3年生	71	74	78	81	85
小学4年生	37	38	40	42	44
小学5年生	17	18	19	19	20
小学6年生	9	9	10	10	10
②確保方策	325	365	405	445	445
施設数	10	11	12	13	13
②-①	△2	24	46	72	53

※ 確保方策については、「みんなの公共施設未来プロジェクト」を踏まえ、変更する場合があります。

変更前(第26回子ども・子育て会議 資料7)

★【P63】

【年度別見込量】

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	327	341	359	373	392
小学1年生	102	107	112	117	123
小学2年生	91	95	100	104	110
小学3年生	71	74	78	81	85
小学4年生	37	38	40	42	44
小学5年生	17	18	19	19	20
小学6年生	9	9	10	10	10
②確保方策	325	325	325	325	445
施設数	10	10	10	10	13
②-①	△2	△16	△34	△48	53

変更後（資料3）

★【P50】

（12）実費徴収に係る補足給付を行う事業

- 保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等及び幼稚園（未移行）における食材費（副食費）に対する助成を助成する事業です。

（対応案）

- 今後は、利用者ニーズ等の動向や、他の費用助成事業の状況を踏まえつつ、必要となる事業実施に努めます。

（13）多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

- 特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置、または運営を促進するための事業です。

（対応案）

- 今後は、各事業等のニーズ動向を踏まえつつ、対応するための事業確保に向けた事業者の育成・参入につながるよう必要に応じた事業実施に努めます。

9 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

- 令和元年10月から実施の幼児教育・保育の無償化に伴い、新たに子育てのための施設等利用給付が創設されました。この給付の実施にあたっては、現行の子どものための教育・保育給付の手法を踏襲しつつ、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案し、公正かつ適正な給付を行います。

変更前（第26回子ども・子育て会議 資料7）

★【P64】

（12）実費徴収に係る補足給付を行う事業

- 保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等及び幼稚園（未移行）における食材費（副食費）に対する助成を行う事業です。

（対応案）

- 今後は、利用者ニーズ等の動向や、他の費用助成事業の状況を踏まえつつ、必要となる事業実施に努めます。

（13）多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

- 特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置、または運営を促進するための事業です。

（対応案）

- 今後は、各事業等のニーズ動向を踏まえつつ、対応するための事業確保に向けた事業者の育成・参入につながるよう必要に応じた事業実施に努めます。

変更後（資料3）

★【P51】

10 認定こども園の普及に係る基本的な考え方

- 認定こども園が幼稚園及び保育園の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化等によらず、柔軟に、子どもを受け入れられる施設であることを周知していきます。
- 教育ニーズを求める就労世帯が一定程度いることを踏まえ、特に幼稚園への情報提供や、認定こども園への移行に必要な支援、その他認定こども園の普及に必要な支援を行います。また、県等が実施する幼稚園教諭や保育士に対する合同研修等への参加を促進する等の取り組みを推進します。

11 教育・保育施設等の連携の推進方策

- 地域型保育事業（家庭的保育事業、小規模保育事業など）については、卒園後も安心して利用できるように、連携施設を設定するほか円滑な接続に配慮します。
- 認定こども園、幼稚園及び保育園の相互の連携並びに認定こども園、幼稚園及び保育園と小学校等との連携を推進します。また、就学時健康診断を通じて、発達支援等の早期発見、就学にあたっての相談を行い、教育・保育の連携を図ります。
- 「葉山町発達支援システム」などを活用しつつ、教育委員会、幼稚園、保育園、小学校、中学校間で指導上必要な情報の共有と連携を図ります。
- 教員・保育士等による連絡会や見学を実施し、情報の共有や連携を図ります。

12 産後の休業および育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

- 保護者が産休・育休明けの希望する時期に円滑に教育・保育施設を利用できるよう、休業中の保護者に対して適切な情報提供や相談を行います。
- 子育て支援センター、子ども育成課、関係機関の連携を強化しながら、相談体制の充実を図り、適切なサービスに繋げていくなど、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行います。

変更前（第26回子ども・子育て会議 資料7）

★【P65】

9 認定こども園の普及に係る基本的な考え方

- 認定こども園が幼稚園及び保育園の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化等によらず、柔軟に、子どもを受け入れられる施設であることを周知していきます。
- 教育ニーズを求める就労世帯が一定程度いることを踏まえ、特に幼稚園への情報提供や、認定こども園への移行に必要な支援、その他認定こども園の普及に必要な支援を行います。また、県等が実施する幼稚園教諭や保育士に対する合同研修等への参加を促進する等の取り組みを推進します。

10 教育・保育施設等の連携の推進方策

- 地域型保育事業（家庭的保育事業、小規模保育事業など）については、卒園後も安心して利用できるように、連携施設を設定するほか円滑な接続に配慮します。
- 認定こども園、幼稚園及び保育園の相互の連携並びに認定こども園、幼稚園及び保育園と小学校等との連携を推進します。
- 「葉山町発達支援システム」などを活用しつつ、幼稚園、保育園、小学校、中学校間で指導上必要な情報の共有と連携を図ります。
- 教員・保育士等による連絡会や見学を実施し、情報の共有や連携を図ります。

11 産後の休業および育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

- 保護者が産休・育休明けの希望する時期に円滑に教育・保育施設を利用できるよう、休業中の保護者に対して適切な情報提供や相談を行います。
- 子育て支援センター、子ども育成課等、庁内関係部署の連携を強化しながら、相談体制の充実を図り、適切なサービスに繋げていくなど、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行います。

変更後（資料3）

★【P52】

13 子どもに関する専門的な知識および技術を要する支援等

児童虐待防止対策の充実、ひとり親家庭の自立支援の推進や子どもの貧困対策、障害児、生活困窮・養育困難な家庭など、特別な支援が必要な子どもの施策の充実など、県や関係機関との連携を図るとともに、町の実情に応じた施策を関係機関と連携を密にして展開します。

《児童虐待防止対策の充実》

- 「子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業」では、葉山町要保護児童対策地域連絡協議会の連携強化を図るほか、親育ち支援プログラムや虐待予防講演会を実施します。
- 妊娠・出産期における定期的な健康診査や、乳児家庭全戸訪問事業等を通じて、産後うつへの早期対応や、支援の必要性を見定めるとともに、養育支援訪問事業等により、さらなる支援を速やかにかつ適切に行います。
- 産後において、家族等から十分な家事、育児等の援助が受けられない等、特に支援を必要とする母子及びその家庭に対し、心身の安定、育児不安の解消、児童虐待の未然防止を目的として、産後ケア事業を実施します。
- 支援の必要な子どもや家庭の情報について、地域ぐるみの子どもの見守りや幼稚園、保育園等、学校との連携により、早期発見、早期対応そして未然防止への取り組みを進めます。

《子どもの貧困対策》

- 生まれ育った家庭の経済事情等で子どもの将来が左右されないよう、教育・学習支援や保護者への就労の支援、生活の支援、経済的支援を進めます。
- 経済的な理由により、児童生徒が小中学校へ就学させることが困難な家庭に対し、学用品費や給食費など就学に必要な費用の一部を援助する就学支援等、経済的支援を行います。
- 「フードバンクかながわ」からの提供食品を利用した子ども食堂への支援を行います。

変更前(第26回子ども・子育て会議 資料7)

★【P66】

12 子どもに関する専門的な知識および技術を要する支援に関する県との連携

- 児童虐待防止対策の充実、ひとり親家庭の自立支援の推進、障害児、生活困窮・養育困難な家庭など、特別な支援が必要な子どもの施策の充実など、県が行う施策との連携を図るとともに、町の実情に応じた施策を関係機関と連携を密にして展開します。
- 「子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業」では、葉山町要保護児童対策地域連絡協議会の連携強化を図るほか、親育ち支援プログラムや虐待予防講演会を実施します。
- 妊娠・出産期における定期的な健康診査や、乳児家庭全戸訪問事業等を通じて、産後うつへの早期対応や、支援の必要性を見定めるとともに、養育支援訪問事業等により、さらなる支援を速やかにかつ適切に行います。
- 支援の必要な子どもや家庭の情報について、地域ぐるみの子どもの見守りや、各種行政サービスを通じた、早期発見、早期対応そして未然防止への取り組みを進めます。
- 生まれ育った家庭の経済事情等で子どもの将来が左右されないよう、教育・学習支援や保護者への就労の支援、生活の支援、経済的支援を進めます。
- 葉山町障害者福祉計画（障害児福祉計画）と整合を図り、医療的ケア児が適切な支援を行います。

変更後（資料3）

★【P53】

《発達面で支援が必要な子どもへの連携》

- 令和元年度に町立の療育施設（たんぼぼ教室）を利用している未就学児は31名です。そのうち、21名が幼稚園・保育施設も利用しています。特別な支援が必要な子どもについては、すでに幼稚園・保育施設と連携して、日ごろから情報共有を進めています。引続き、教育・保育の利用を希望した場合に円滑な受入れができるように、施設・事業者との連携を深めていきます。
- 小学校への就学の際には、たんぼぼ教室において作成した個別支援計画をもとに、会議を開催し、就学先の小学校との連携を図ります。
- 「葉山町発達支援システム」などを活用しつつ、教育委員会、幼稚園、保育園、小学校、中学校間で指導上必要な情報の共有と連携を図ります。（再掲）
- 葉山町障害者福祉計画（障害児福祉計画）と整合を図り、医療的ケア児へ適切な支援を行います。

14 労働者の職業生活と家庭生活の両立のための雇用環境の整備に関する施策との連携

- 幼稚園の預かり保育等の一時預かり事業の充実や病児・病後児保育事業の広域での実施に向けた検討していくなど、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の充実を図り、働きやすい職場環境の整備に努めます。
- プレママやプレパパ教室等を通じて、家庭における男性の育児参加の機会の促進等、社会全体の意識の醸成を図ります。
- 企業等への育児休業等制度の周知など、誰もが働きやすい労働環境の改善に向けた各種啓発、情報提供に努めます。

変更前（第26回子ども・子育て会議 資料7）

★【P66】

13 労働者の職業生活と家庭生活の両立のための雇用環境の整備に関する施策との連携

- 幼稚園の預かり保育等の一時預かり事業の充実や病児・病後児保育事業の広域での実施に向けた検討していくなど、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の充実を図り、働きやすい職場環境の整備を努めます。
- 家庭における男性の育児参加の機会の促進等、社会全体の意識の醸成を図ります。
- 企業等への育児休業等制度の周知など、誰もが働きやすい労働環境の改善に向けた各種啓発、情報提供に努めます。